

JILPT 調査シリーズ

No.127

2014年8月

企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

社会保険料・労働保険料においては、通勤手当等各種手当を保険料算定の基礎として取り扱っているが、税制においては、10万円までの通勤手当は非課税所得としているなど、算定対象の取扱いに違いが存在する。当機構は、特に、小規模な企業における通勤手当をはじめとする諸手当の支給実態を把握するため、2013年9月にアンケート調査を実施した。この調査シリーズは、その結果をとりまとめたものである（なお、本調査は、厚生労働省の要請調査である）。

本調査にご回答いただいた企業にこの場を借りて改めて感謝申し上げたい。本報告書が、行政、企業の人事担当者等の方々の参考になれば幸いである。

2014年8月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

調査実施者

氏名	所属
郡司 正人 <small>ぐんじ まさと</small>	労働政策研究・研修機構 調査・解析部次長
奥田 栄二 <small>おくだ えいじ</small>	労働政策研究・研修機構 調査・解析部主任調査員補佐

※報告書のとりまとめは、郡司、奥田が行った。

目 次

第 I 部 調査の概要	1
第 1 章 調査の目的と方法	3
1. 調査の趣旨・目的	3
2. 調査名	3
3. 調査期間	3
4. 調査方法	3
5. 調査対象	3
6. 有効回収数	3
7. 回答企業の属性	3
(1) 回答企業の属性	3
(2) 期間を定めずに雇われている常用労働者数	5
(3) パートタイム労働者数	5
(4) 創業年	6
(5) 労働組合の有無	7
(6) 就業規則の作成状況	7
第 2 章 諸手当制度	9
1. 諸手当制度の有無	9
(1) 調査方法	9
(2) 諸手当制度の有無（全数対象集計の場合）	9
(3) 諸手当制度の有無（各就業形態で 1 人以上対象で集計する場合）	13
2. 通勤手当の支給金額（1 人あたりの支給金額／月）	17
3. 就業規則等での支給上限規定の有無及び上限額	19
(1) 期限を定めずに雇われている常用労働者の通勤費の上限額	19
(2) パートタイム労働者の通勤費の上限額	22
4. 通勤手当がない理由	24
5. 家族手当	25
6. 住宅手当	28
7. 就業形態ごとにみた社会保険制度等の適用状況	29
(1) 各就業形態の有無	29
(2) 就業形態ごとの社会保険制度等の適用	30

第Ⅱ部 資料	33
資料1 「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」調査票	35
資料2 「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」付属統計表	41
資料3 「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」諸手当総括表	123